

柏崎市 住宅改修費支給申請の手引き

1. 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的な考え方

在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。

(4) 被保険者等が住宅改修を行う場合

度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

(平成10年8月24日開催「第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋」)

以上を踏まえ、介護保険による住宅改修は、「被保険者の日常生活に必要な最低限の改修工事」となるように改修計画を立ててください。

2. 住宅改修を適正に利用するための着眼点

(1) 被保険者の心身状況及び生活動線（一部家事動線を含む）等の確認

適正な利用のため、被保険者の心身状況や日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成等の確認をしてください。改修によって身体機能の維持等が図れるか、改修箇所は日常的に使用しているかを確認してください。なお、改修したことにより、転倒・転落などの危険が高まることが想定される場合は、再度アセスメントをしてください。事前申請書類の内容に疑義等がある場合は、現地確認を行うことがあります。

(2) 被保険者の希望確認

「足が上がりにくく、つかまるところがないと移動がしづらいので手すりがほしい」といった希望を確認してください。

(3) 主な生活の場や家具配置換え等の実施

自室や被保険者の物品保管場所を身体に負担のかからない場所に変更することを家族等と相談してください。例えば、自室や物品保管場所を2階から1階に変更する、ベッドや家具の配置換えを行う、物が多く部屋を使えない場合は片付ける等、家族の協力等で実現可能なことは必ず検討してください。

(4) 改修内容と費用等

(3) によっても改修が必要なもの、福祉用具で対応可能なものをどのようにするか検討してください。解消方法が複数ある場合は、負担が少なく合理的な方法を検討してください。

3. 支給対象者

要支援1、2又は要介護認定1～5の認定を受けている柏崎市の被保険者が対象です。

※認定を受けていても、病院に入院中の方や、介護保険施設に入所中の方は対象になりません。

4. 対象となる住宅

支給対象となる被保険者の住民票上の住所で、かつ現在居住している住宅が対象です。

5. 対象となる住宅改修の種類

支給対象者が現在居住している住宅で、以下の改修に必要な経費が対象になります。

種 類	内 容
①手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防又は移動・移乗動作の補助を目的として設置するもの。
②段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜の解消をするための改修工事で、敷居を低くする、スロープの設置、床のかさ上げ等が想定される。移動動作時の危険軽減、動作の補助を目的として行うもの。
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	床材を滑りにくいものや、平滑なものにすることによる滑りの防止、移動の円滑化を目的とするもの。 具体的には、次のようなものが想定されます。 車椅子を利用する被保険者の自室を畳から板製床材に変更、浴室の床材を滑りにくいものに変更するなど
④引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等。
⑤洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洋式便器の取替え、既存便器の位置や向きを変更する場合等が想定されます。
①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる工事	A 手すり取付けのための壁の下地補強 B 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 C 床材の変更のための下地の補修根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 D 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 E 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）や床材の変更 ※ A～E を単独で行う場合（手すりを取り付けず、壁の下地補強のみを行う等）は、住宅改修費の支給対象になりません。

6. 住宅改修費の支給

住宅改修費の支給申請は、①償還払い②受領委任払いのいずれかを選択して利用することができます。

①償還払い…改修工事に要した費用の全額を支払った後、自己負担分（１～３割分）を除く７～９割分を市から被保険者（支給申請書の指定口座）に支給します。

②受領委任払い…受領委任払いを利用できる要件に該当する被保険者が、受領委任払い登録事業者に依頼し、被保険者はその事業者給付費の受領を委任します。この場合、被保険者は住宅改修工事完了後に自己負担分（１～３割、支給限度額を超える場合は、超えた金額も含む）を当該事業者を支払います。当該事業者は、保険給付分（７～９割分）を市から支給されます。

※受領委任払制度を利用できるのは、次の（１）～（３）いずれにも該当しない被保険者です。

（１）～（３）のいずれか１つでも該当する場合は、償還払いによる支給申請になります。

（１）介護保険の被保険者証に支払方法変更の記載、保険給付差止の記載及び給付減額等の記載がある（給付制限欄に記載がある）

- (2) 介護認定を新規申請中、区分変更及び更新申請中で認定結果がでていない
- (3) 病院に入院中又は介護保険施設に入所中である

7. 住宅改修費の支給基準限度額

- ・ 同一住宅について、一人20万円が支給限度基準額です。
- ・ 何回かに分けて工事を行った場合でも、総額で20万円までは対象になります。
(例) 10万円ずつの場合→2回の合計20万円まで対象
- ・ 住宅改修に要する費用のうち、20万円までの改修費の自己負担部分(1～3割)を除く改修費の7～9割が介護保険から支給されます。

(例) 1割負担の場合

改修費用	住宅改修費支給額	自己負担分
10万円	9万円	1万円
22万円	18万円	4万円

・ 支給限度額管理

① 支給限度額と要介護状態区分等の関係

要介護状態区分にかかわらず定額(20万円)

要支援者から要介護者に変更になっても居宅支援住宅改修費(A)+居宅介護住宅改修費(B)はA+Bで管理します。 $A+B \leq$ 支給基準限度額

《例外》

最初に住宅改修に着工した日と比較して次の表のように介護度が3段階以上重くなった場合、改めて20万円までの支給限度額基準が設定されます。

この例外は、同一住宅、同一被保険者について1回のみ適用されます。

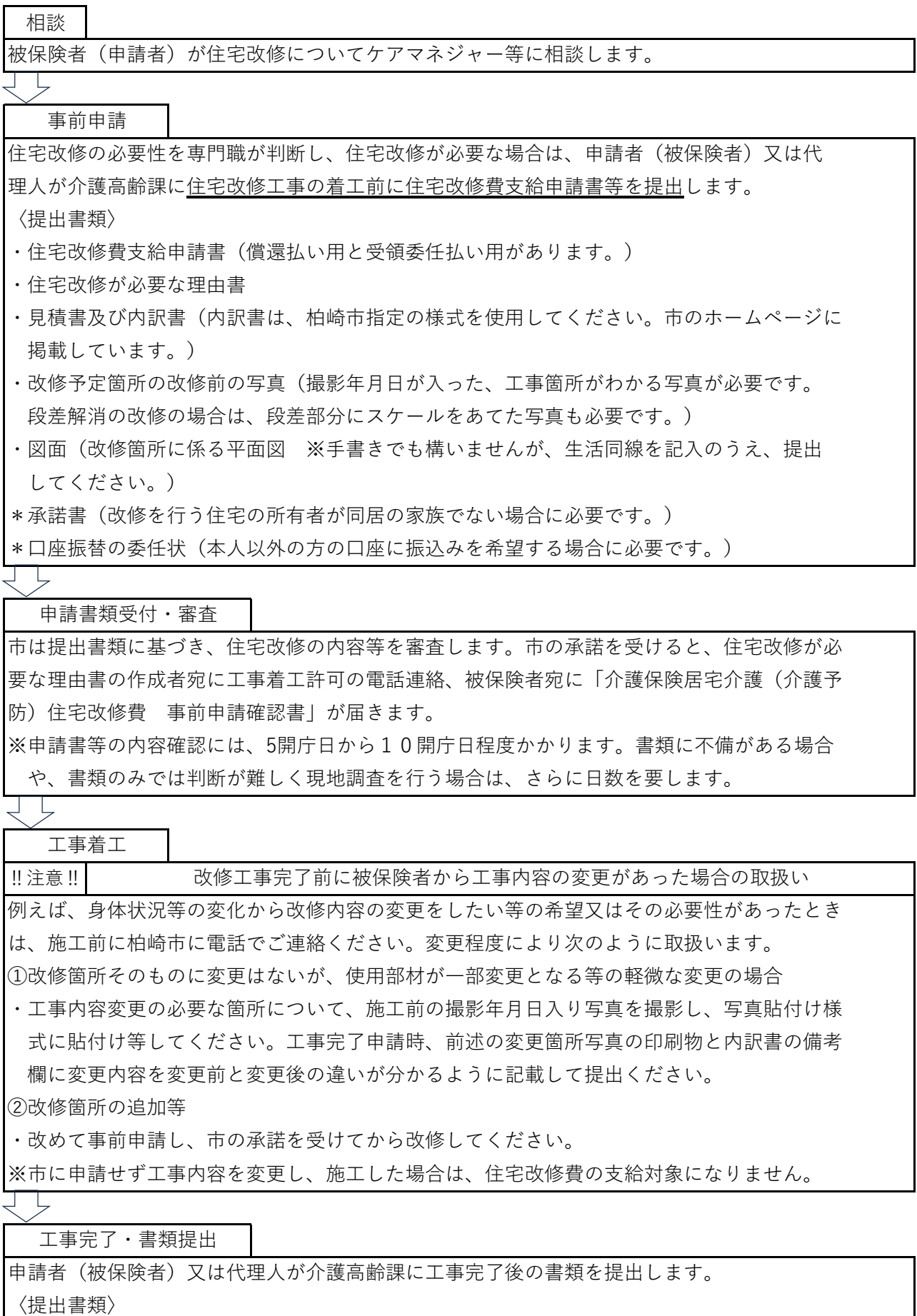
初回の住宅改修着工日の 要介護区分	追加の住宅改修着工日の 要介護状態区分
要支援1 (第1段階)	要介護3 (第4段階) 要介護4 (第5段階) 要介護5 (第6段階)
要支援2・要介護1 (第2段階)	要介護4 (第5段階) 要介護5 (第6段階)
要介護2 (第3段階)	要介護5 (第6段階)

② 転居した場合の支給限度額管理

現在居住している住宅に係る住宅改修のみを対象として行います。

- ・ 当市と他市区町村でそれぞれの支給限度基準額を規定するので給付記録の引継ぎは行いません。
- ・ 同一市町村内の転居の場合、転居前と転居後の改修費はそれぞれ別々に管理します。
- ・ 再転入後に以前の住居に戻る場合の改修費は、同一の支給限度額管理の対象となります。
- ・ 冬期間のみ家族のもとへ身を寄せる等、一時的な住居の移動は支給対象になりません。

8. 住宅改修費支給までの流れ



- ・領収証（原本）
 - ・請求書及び内訳書
 - ・改修した箇所の改修後の写真（撮影年月日が入ったものが必要です。）
- ※段差解消で踏台やスロープ等を設置した場合、ビス等で固定されていることがわかる部分の写真も必要です。

9. 住宅改修費の算定上の留意事項

（1）住宅改修費の設計及び積算の費用

住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用は、住宅改修の支給対象になりません。

（2）新築又は増築の場合

新築の場合は、住宅改修費の支給対象になりません。

増築の場合は、新たに居室を設ける等、住宅改修の対象に含まれないものは対象外ですが、例えば、廊下を拡幅し、それにあわせて手すりを取り付ける場合は「手すりの取付け」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象になります。

（3）住宅改修費の支給対象外の工事が併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事が行われた場合は、「対象部分の抽出」、「費用の按分」等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出し、明確に分けて記載してください。

（4）ユニットバスの工事について

介護保険の住宅改修として、ユニットバスの工事そのものは認められていませんが、厚生労働省の見解では対象工事費が適切に按分されていれば、給付対象とすることができるとされています。そのため、本市においても、利用者に必要な住宅改修の項目ごとに工事費を按分ができる場合のみ、介護保険の住宅改修の支給対象とします。

この場合、介護保険給付の対象となる部分とそれ以外の部分の金額の確認のため、メーカー等が作成した価格の按分資料が必要です。メーカー等による価格の按分が困難な場合のみ、以下の按分率を目安としてください。

また、この表により按分した場合は、支給対象となる部分を理由書に詳細に記載し、見積り額は改修業者が責任を持って算出してください。

〈按分率表〉

部分	支給対象			支給対象外			
	扉	床	浴槽	壁	天井	器具	その他
按分率	10%	20%	15%	20%	15%	10%	10%

※内訳書は、実際の販売金額及び按分後の金額が分かるように記載し、見積書の金額は按分後の金額となるようにしてください。

※上記の按分基準以外の按分率を採用する場合は、その合理的根拠を記入し提出してください。

※オプション機能等、介護とは無関係な利便性、快適性を付随した部分については、原則支給対象外です。

（5）被保険者等が住宅改修を行う場合

被保険者本人やその家族が住宅改修を行う場合は、介護保険住宅改修の支給対象工事となるものの材料費のみが支給対象になります。柏崎市では、この場合の家族等とは、同居している者、又は3親等以内の親族を指します。家族が大工を営んでいる場合も工賃は支給対象にならないのでご注意ください。なお、大工を営んでいる家族が会社として住宅改修工事の発注を受け、家族本人ではない社員等が工事を行う場合は、工賃等も支給対象とすることが出来ます。

(6) 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修費の費用は、それぞれの被保険者ごとに管理されます。例えば、一つの住宅にどちらも要支援以上の認定を受けている夫婦がいる場合は、40万円までの改修が可能です。ただし、一箇所の工事を二人で分けて申請することはできません。あらかじめ被保険者ごとに有意な場所を特定し、適切な改修となるようにしてください。

10. 入院・施設入所中における住宅改修の取扱い

(1) 入院・入所中の住宅改修

病院入院中は医療保険、介護保険施設入所中は施設サービスであることから、住宅改修費を支給できません。ただし、退院又は退所の見込みが立ち、それに向けて医師等から「退院・退所前に住宅改修が必要」との指示等があったときは、事前申請として取扱います。入院・入所中の場合は償還払いのみになります。受領委任払いは利用できません。

(2) 申請方法

利用者保護及び適正な改修が施工されるかの観点から、入院・入所中の利用者においても通常の住宅改修と同様に事前申請を行い、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前確認書」が発行されてから、着工してください。事後申請は、退院又は退所後にしてください。認定申請中の場合は、認定判定後に事後申請をしてください。

退院・退所しなかった場合（転院・死亡等）や認定結果が非該当になった場合は、住宅改修費支給の対象になりません。

(3) 支給申請に必要な書類

事前申請については、通常の申請と同様です。

病院入院中に改修した方の事後申請については、通常の提出書類に加え、退院証明書（写し）を提出してください。

【住宅改修の種類ごとの主な事例】

(1) 手すりの取り付け

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
○室内の手すり（居間、便所、浴室、玄関 寝室等）	×既存手すりの老朽化・破損による取替え
○敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの 通路等）	×福祉用具貸与の対象となる手すり
○手すりの付け替え、移設（位置や太さ等が 被保険者の身体状況に合っていない場合）	×敷地外の手すり
	×装飾や手すりの機能外の付加部分がある 手すり（紙巻器付きの手すり、シャワー ホルダー付きの手すり等）
	×扉や家屋に固定されていない家具への手す りの設置
	×転落防止の柵

◆検討・注意が必要なもの

・階段の手すり

生活するうえでその階段を使わなければならない理由が必要です。特に、2階への階段の手すりの場合は、本人の心身状態を鑑みた安全性を確認してください。介護保険サービスを使っている場合は、介護サービス事業所の担当者等にも相談してください。自室や家具の配

置、変更、物品保管場所を変更する等、住み方の工夫で実現可能なことは、検討してください。

- ・勝手口等、玄関以外を出入口とする場合

住居の主な出入り口である玄関に設置せず、勝手口等に設置する理由が必要です。

(2) 段差の解消

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
○敷居の撤去（敷居を低くする） ○スロープ・踏み台の固定設置工事 ○浴室の床のかさ上げ ○居室、廊下の段差をなくす工事 ○浴槽の取替え（またぎの高さ、浴槽の深さ、浴室の床と浴槽の底の高低差が解消される場合） ○段差の段数を増やして段の高さを軽減する工事 ○玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消する工事	×破損や老朽化による段差の解消 ×スロープや踏み台を固定せず、置くことによる段差の解消 ×昇降機やリフト等の動力により段差を解消する機器の設置 ×床下収納スペースを埋める工事

◆検討・注意が必要なもの

- ・浴槽の取替え

福祉用具販売の対象品目となっている「浴槽内すのこ」等で対応ができないかを検討いただき、当該福祉用具では対応できない場合に浴槽の取替えを行ってください。浴槽の取替えが給付対象となるのは、浴槽の深さや浴室の床と浴槽の底の高低差による段差解消の必要性がある場合です。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
○畳から板製床材、ビニール製床材等への変更 ○浴室床材を滑りにくい床材に変更 ○屋外通路を滑りにくい舗装材に変更 ○階段への滑り止め材の固定設置 ○滑り止め材の塗布	×老朽化による床材の張り替え ×破損による床材の張り替え ×既存フローリングを新しいフローリングに張り替え ×取り外すことを前提として簡易に設置するもの

(4) 引き戸等への扉の取替え

○ 給付対象となるもの	× 給付対象とならないもの
○開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等への取替え（扉全体の取替え）	×扉等の破損・老朽化による取替え ×引き戸への変更の際に自動ドアにする場合

○扉の撤去
○ドアノブの変更（玉ノブをレバー式等に変更）
○戸車・レールの設置、取替え
○扉の開く方向の変更
○門扉の取替え

の動力関係部分
×引き戸等の新設（ただし、引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合は、支給対象となる。この場合、引き戸等の新設の方が費用が低廉であることがわかる資料（見積 書等）を添付してください。）

◆検討・注意が必要なもの

引き戸等の新設、扉位置の変更は、それぞれ次の内容を指します。

- ・引き戸等の新設：既存の扉をそのまま残して、新たに別の位置に扉を設けること
- ・扉位置の変更：既存の扉を失くして（壁に変える等）、新たに別の位置に扉を設けること

（５）洋式便器等への便器の取替え

○ 給付対象となるもの
○和式便器から洋式便器への取替え
○既存の便器の位置や向きの変更

× 給付対象とならないもの
×既存便器の老朽化、破損による取替え
×洋式便器から洋式便器への取替え（ただし、リウマチ等身体状況による理由（膝が十分に曲がらない、便座から立ち上がることが困難）により、便座の高さを対象の被保険者に適した高さにするために取り換えるという適切な理由がある場合で、補高便座等での対応ができない場合は支給対象となる。）
×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置

◆検討・注意が必要なもの

- ・洋式便器から洋式便器への取替え
まず補高便座で対応できないか検討いただき、それでは解決が難しい場合に洋式便器から洋式便器への改修を行ってください。理由書にも身体状況等により補高便座では対応できず、改修が必要であることを記載してください。